

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2298号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 47697



### 謹 賀 新 年



もくじ

全国町村会会長年頭あいさつ	(2)
自治大臣年頭所感	(3)
活動 医療保険制度の一本化を提言 全国町村会他	(4)
フォーラム 町民の手作り・まちづくり 群馬県榛名町	(7)
随想 人間の知恵と技能	(10)
情報 政策リーダー	(11)
長野県栄村長 高橋彦芳	

### 閑話休題

アメリカのCNN放送が大きな仕事を始めた。創業以来放送してきた番組の中から十万本を選び、このアナログテープをすべてデジタル化しようというのである。この仕事を資産づくりととらえているが、早速、アメリカのIBMと日本のソニーが参加している。これから先二年くらいで、すべての情報通信機器がデジタル化してしまうので、CNNは世界中に政治・軍事・外交・経済などの記録を売ることができるわけである。これが実現すると、アメリカの意志による情報操作が容易になるが、そうなるとヨーロッパも黙っていないだろうから、イギリスのBBC放送も同じことを始めるのは時間の問題だろう。

日本の放送界はこれから始まるデジタル化のために設備投資が一局平均五十億円かかることあって、青息吐息である。

しかし、このCNNのデジタル化はひとつの教訓をもたらしたともいえる。それは「文化が事業になる」ということである。従来は「文化」

は経済活動のおコボレで支えられているようなものだった。平成不況のもとで各地の交響団や文学賞が消え去ったことが何よりの証拠だろう。

しかし、CNNの仕事のように、社会的に意味のあることをシステム化してやれば立派な産業になる。

十数年ぶりで長野県穂高町の碌山美術館を訪れた。驚いたことに、昔は萩原碌山の作品が展示されている一棟だったのが、碌山の親友の戸張孤雁、中原悌二郎の作品を収録する二棟が立ち、各棟をつなぐ解説がある。観光スポットになっている。つまり、「成長する美術館」である。

介護保険も廃棄物処理場も地域連合で片付けよとの取組みが進んでいる。ならば、美術館や文学館も意味を連結させたゾーンを作って21世紀にそなえたらどうか。資金は、対象を限定して発行し地域住民に持つてもらおう。レベニュー・ボンドを発行すればよい。そういう努力が、地方分権」という言葉を「地方主権」という言葉に変えるのではないか。

### レベニュー・ボンド(財務債)

( 評論家 草柳大蔵 )

## 全国町村会長年頭あいさつ



新年おめでとございます。

全国の町村長をはじめ関係各位には、つつがなく新年を迎えられたことに対し心からお慶び申し上げます。

今年(西暦二〇〇〇年)という記念すべき節目の年であり、二十世紀最後の年となりました。

この二十世紀は激動と変革に満ちた世紀でありましたが、こうした情勢の下で前世紀末期から始まった我が国の地方自治制

度は、今世紀において諸制度や様式が逐次整備され、特に戦後は地方自治法をはじめ多くの地方自治関連法令が制定され、その改善充実が図られました。昨年は地方自治関係者にとって最大の課題でありました地方分権一括法が成立し、地方分権の実現に向けて大きく前進したほか、高齢化社会に対応するための介護保険制度や、二十一世紀の農政を展望しての食料・農業・農村基本法の制定などの施策も講じられました。

このように地方自治行政も時代のニーズに対応して拡充強化が図られておりますが、社会経済の変化や国民生活の多様化に伴って次々と新たな問

題も生じて参ります。地方分権も実行の段階に入ったとはいえ、真の分権実現の前提条件となる税財源の地方への移譲など財政基盤の確立という難しい課題を残しております。また、介護保険制度についても、まずは円滑な導入をめざして懸命な準備を行っているところでありますが、施行後はそれぞれの自治体の責任において制度内容の充実と健全な財政運営を図っていかねばなりません。ところで現下の町村にとって最大の懸案事項は、地方分権を前提とした自治体の行政体制の強化と財政的効率性の観点から進められようとしている市町村合併の問題であります。合併の必要性

トだけでなく、それぞれの地域の将来展望、税財源の見通し、広域行政やネットワーク・システムの普及などによる事務処理体制の再編、さらに日本経済や国民のライフスタイルの動向などについても冷静に分析・検討を行い、じっくりと将来を見据えて慎重に対応することが肝要と考えます。また、この合併問題とも関わることですが、近年の厳しい財政事情を背景として、経済効率性の観点から町村行政に対して何かと批判的な風潮があります。私も町村は国土の七割強を管理し、食糧の安定供給をはじめ国土や自然環境の保全、水資源の涵養など国家的役割を果たすと共に、この世界に誇るべき素晴らしい国土

## 二十一世紀を

## 見据えた対応を

全国町村会長 山本文男

も理解できませんし、合併に反対するものではありませんが、それぞれの自治体を構成する区域や規模は、当該地域住民の意思により決定されるべきものと考えます。全国町村会にはかねてより、合併は将来にわたってその地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄であるので、関係市町村の自主的な判断に任ずるべきで、合併を強制すべきではないと主張しております。効率性のみにとら

いる国家的役割や公益的機能について、最近はある程度の認識も深まり、本年から農業のもつ公益性が評価されて直接支払制度が実施されますことは大変喜ばしいことであり、今後も町村が果たしている役割を広く国民に認識してもらおう努力が必要不可欠と考えます。

われて、それぞれの地域がもつ風土や文化・伝統などが損われることになりますと将来に禍根を残すことにもなりかねません。合併問題を考えるにあたっては、単に効率性からのメリット、デメリット

二十一世紀は真の豊かさを実現する時代といわれており、私も町村長は、地域住民がゆとりと豊かさが実感できる地域社会を構築するため、厳しい財政状況の下ではあります。が、都市部と較べてまだまだ格差のある生活環境施設等の整備や福祉の充実、地域産業の振興などに全力をあげて取り

## 自治大臣年頭所感

組まねばなりません。全国町村会は昨年の全国町村長大会で十四の決議と四十四項目の要望を決定しておりますので、都道府県町村会との連携をさ

らに深く、これらの課題に的確に対応してまいりたいと存じます。皆様方のご協力とご鞭撻をお願い申し上げます。

おわりに、全国の町村長をはじめ関係各位のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



ることといたしております。これらの措置によって自主的な市町村合併が円滑に進むよう、さらに御尽力をお願いいたします。

平成十二年度の税制改正においては、評価替えを迎える固定資産税について、負担水準の上限を引き下げることなどによりその均衡化を進めるとともに、土地に係る固定資産税収の減収が大きなものとならないよう配慮し、市町村の基幹税である固定資産税の安定的確保を図ることとしたところであります。

・五%の微増となるものの、地方一般歳出はマナス・九%となったところであります。

また、歳入面においては、前年度に比して二・六%増の約二兆四一億円の地方交付税を確保しました。この結果、地方税、地方交付税等をあわせた地方一般財源の比率は六五・二%に上げることができたところであります。

これらの努力と一般会計加算の増額を行うことにより、交付税特別会計の新たな借入金も抑制することができ、地方財政の健全化に向けての道筋ができたものと考えております。

新春を迎え、謹んで年頭の御挨拶申し上げます。

はじめに日頃から地方自治の発展のために御尽力いただき、ありがとうございます。町村長の皆様方に心から敬意を表する次第であります。

先の通常国会において地方分権一括法が成立し、地方分権は

今や実行の段階を迎えることとなりました。自治省といたしましては、分権改革の定着に努めるとともにその一層の進展を図るため、国から地方公共団体への事務権限の委譲を推進するとともに、地方税財源の充実確保に向けて取り組んでまいります。

特に、市町村合併につきましては地方分権一括法において市町村合併特例法を改正し、思い切った支援措置を盛り込むとともに、平成十二年度予算において合併推進のための補助金制度を創設す

## 分権改革の定着と

## 一層の推進を図るために

自治大臣 保利 耕輔

また、平成十二年度の地方財政については、地方税収の低迷、公債費の増加等により、通常収支の不足で九・九兆円という、大幅な財源不足が見込まれる極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で、歳出面においては、経費支出の節減合理化に努める一方で、二十一世紀

に向けた新たな発展基盤の緊急的整備、介護保険の円滑な導入等の地域福祉関係経費等について財源の重点配分を行うなど、メリハリのきいた措置を講じたところであり、その結果、歳出はプラス

これらの措置を受けて、地方公共団体には地域の实情に即して、諸般の施策を着実に実施して頂きたいと考えております。

昨年も、豪雨、台風等により多くの尊い命と貴重な財産が失われるなど、各地で甚大な被害が発生したところであります。何より人命の尊重を基本とし、特に本年、発生から満五年を迎える阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害に強い安全なまちづくりを目指し、今後とも消防防災行政の推進及び消防防災体制の充実強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

おわりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

# 医療保険制度の一本化を提言

## —医療保険問題研究会報告—

全国町村会と全国市長会及び国民健康保険中央会の三団体で設置した医療保険改革問題研究会が、十二月九日に報告書をとりまとめ、丹羽厚生大臣をはじめ国会議員全員と関係機関等に同報告書を提出した。

### 医療保険改革問題研究会 報告書

#### はじめに

医療保険制度は、国民全体を通ずる給付と負担の公平のもとに、安定した財政運営により国民医療を確保するものでなければならない。昭和三十六年に完成した我が国の国民皆保険制度は、そのような医療保険制度を目指してきたと思われるが、近年に至り、さまざまな問題が生じている。高齢者の医療費を中心とする医療費の増大は、医療保険財政全体を強く圧迫し、各医療保険の運営を一段と困難にしている。さらに、国民健康保険にあつては、他の医療保険に比べて給付が低く、負担が重いという不公平が著しく拡大しており、また、保険制度として保険料及び国庫負担金によって運営されるのが原則であるにもかかわらずこれま

でやむを得ず行われてきた市町村の一般会計からの繰入れはもはや限界となっており、このまま推移すれば、医療保険としての存続すら危ぶまれる状況である。我が国の医療保険制度が直面する問題点が国民健康保険制度において最も集約的に顕在化しているといえよう。このような状況となっている基本的な要因は、医療費の増大のほか、政管健保、組合健保等の被用者保険と非被用者である自営業者、無職者を中心とする国民健康保険との制度分立が、皆保険制度発後の社会経済状況の変化に適応できなくなっていることにある。そのため、国保関係者は、医療保険制度の本来のあり方に沿う抜本的な改革として、従来から、すべての国民を通ずる医療保険制度の一本化を主張してきた。

一方、政府においては医療保険制度をめぐる厳しい環境を背景として、その抜本改革の検討を進めてい

る。しかしながら、その状況は真に抜本改革の名に値する検討が行なわれているとは考えられない。国保関係者は医療保険制度の一本化という、より根本的な改革について検討するよう求めているが、これまでのところその検討に変化は見られない。

この研究会は、このような経過を背景に、社会保険方式による国民医療の確保を前提としながら、国保の現状及び将来展望を踏まえた医療保険制度の当面する問題点をあらためて明らかにし、さらに、国保関係者が主張している医療保険制度の一本化について、より具体的な検討を進めることを目的として、本年三月、全国市長会、全国町村会及び国民健康保険中央会により設置されたものである。

この報告書は、今後の医療保険抜本改革に対し主要なポイントについて、検討の結果をとりまとめたものである。

#### 一、医療保険制度の現状 「一本化」の必要性

##### (1) 給付と負担の不公平

我が国の国民皆保険体制は、被用者保険である政管健保、組合健保等と非被用者を中心とする国民健康保

険との二つに大別されるが、このような体制が発足した昭和三十六年当時と比べると、就業構造の変化や高齢化など、社会経済情勢が極めて大きく変化し、今日では制度間における給付と負担の不公平が著しく拡大し、将来にわたる制度の存続すら危ぶまれる状況となっている。

##### ① 給付の格差

医療費に対する保険給付の比率は、制度発足当初から国保と被用者保険とで格差があり、現在は、被用者保険が八割給付（被扶養者の外来診療のみ七割）であるのに対し、国保は七割給付である。この格差も問題の一つである。

##### ② 負担の不公平

被保険者一世帯当りの年間所得は、国保が一八六万円であるのに対し、政管健保は二二六万円、組合健保三七九万円と、健保組合は国保の約二倍の高額となっている。一方、保険料負担率（所得に対する自己負担保険料の比率）は国保が八・二％であるのに対し、政管健保六・一％、組合健保四・〇％と国保は健康組合の約二倍の高率となっている。しかも、三、二四九の市町村保険者の中でも格差があり、負担率が一五％を超えている保険者が一〇〇以上、なかには二〇％以上となっているものもある。国保は被用者保険に比べて、給付率は低いにもかかわらず、より低額の所得の中でより高率な保険料を負担している（計数はいずれも平成八年度）。この背景には、国保の場合、被用者保険と異なり、加入者

活 動

全員の所得を世帯単位で合算して賦課することとされており、また、所得にかかわらず保有する資産に着目して賦課する方法もある等、保険料の仕組みがより厳しくなっているという事情もある。国保の被保険者は三・九〇二万人と、国民全体のおよそ三分の一を占めているが、このような不公平は、被保険者の立場、いかえれば国民の立場としてみた時に、これ以上の放置は許されないと考えられる。

(2) 不公平の原因となっている構造的な問題

一人当たり医療費は、国保三三・五万円であるのに対し、政管健保一七・八万円、組合健保一三・六万円と格差がある(平成八年度・老人を含む)。その主たる要因は国保に高齢者が多いことである。周知のとおり医療費は年齢の上昇に伴って高くなっており、七〇歳代以上の者のそれは、七〇歳未満の若年者に比べて五倍以上である。そして、国保加入者のうち老人保健医療対象者の割合は二二・九%(市町村保険者の中には、その約二倍の四五%以上となっているものが六八市町村)であるのに対し、政管健保は五・四%、組合健保に至っては二・九%にとどまっている(平成八年度)。国保の医療費給付額が高額となるのは当然である。

このような実態となっている原因は主として、就業構造の変化と高齢化の急激な進展という社会経済の構造変化に求められる。制度発足後間もない昭和四十年は、国保加入者の

世帯主の職業は、農林水産業四二・一%、自営業二五・四%と両者合わせて六割を超えていたが、平成九年度はこれがそれぞれ六・六%、二二・〇%と、合わせて四分の一程度に減少し、逆に無職者の比率がこの間に六・六%から四六・〇%と大幅に増加している。これは第一次産業従事者の減少とサラリーマン化の進展という就業構造の変化によるとともに、被用者が退職して国保に加入するという仕組みによるところが大きい。所得が低い無職者が多く、しかも医療費が高額となる高齢者を多く抱える医療保険にあつては、被保険者の保険料負担率が高くなり、保険財政の運営が困難になるのは当然である。いわばこのような変化によって生じてくる医療保険の問題点を国保が一手に引き受けることとなっている。

(3) 深刻化する国民健康保険の問題点

このような状況への対応策としてとられたのが、老人保健制度であり、高齢者医療についての各医療保険者からの拠出金による財政調整である。しかし、そのような措置を講じたにもかかわらず、国保運営の困難性が益々増大するなど、医療保険制度の根本的な問題は解決されていない。

平成十年年度の国保決算見込みでは、保険給付費と老人保健拠出金の増加等から、単年度経常収支の赤字は全体として平成九年度二九二億円から一、〇二〇億円へと大幅に増加している。

また、国保運営上の大きな問題は、市町村の一般会計からの繰入れである。医療保険制度として、その運営は、本来、保険料収入と国庫負担金によってまかなわれるべきものであるが、多くの市町村においては、赤字の放置により医療費の給付を停止することもできず、やむを得ず一般会計からの繰入れを行ってきた。その結果、平成十年年度の繰入金金は法定外分を合わせると、七、八七四億円にのぼっており、これは、保険料収入総額二兆九、一一三億円に対して二七・一%に相当する額となっている。仮にこの繰入金がまったくないものとして試算すれば、国保保険者のうちおよそ三分の二は赤字転落となり、保険給付に支障をきたすこととなる。この一般会計からの繰入れは既に市町村の財政運営にとつて極めて重い負担となっているが、市町村財政が税収の落込み、公債償還費の増大等によって益々厳しさを増すと考えられることもあり、これに依存するような運営のあり方については、医療保険制度本来の姿に立ち戻つて基本的な見直しをすることが必要となっている。

また、介護保険の導入により、医療給付の減が予想されるとしても、それ以上の二号保険料の上乗せによる保険料負担の増加、これに伴う未納の一層の増大が懸念され、国保の運営が益々困難になることが憂慮されている。

勿論、このような問題だけでなく、就業構造の変化等はおお進捗して

る。特に最近では、いわゆるリストラによって被用者保険から国保に移行する者が増加し、また、短期雇用など労働力の流動化が著しい。

従つて、医療保険制度が直面している問題は、国保を中心として一段と深刻化するものと考えられる。

## 二、医療保険制度の一本化

### (1) 「一本化」のイメージ

これまでに述べた医療保険制度の問題点を解決し、益々激しさを増す社会経済情勢の変化に耐えながら、国民に対する安定した医療の確保を図っていくためには、被用者保険と非被用者保険の区分を廃止し、すべての国民を通ずる医療保険制度の一本化を実現する必要がある。このことによつてこそ、国民の間にもみられる給付と負担の大きな不公平を解決することが可能となり、また、安定した保険財政の運営が期待できる。

一本化を実現した医療保険制度の具体的な姿を最もシンプルに考えるならば、国が保険者となり、全ての国民を通じて必要となる医療給付費

### 職員のための共済制度

#### ■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

#### ■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

活 動

を被保険者全てが公平に負担する仕組みである。この場合、全国単位による方法のほか、財政調整措置を伴う地域単位による方法もありうる。

このような一本化した医療保険を制度して組み立てる場合は、現在の分立した制度の場合以上に税方式と社会保険方式についての議論が予想され、また高齢者医療費などについての国費負担のあり方や現在の事業主負担の取扱などについての検討が求められることとなる。

(2) 段階的な措置(財政の一本化)
医療保険制度の一本化は、医療保険の現状及び将来の展望を考えると、速やかに実現する必要があるが、既存の各制度や各保険者のこれまでの経緯の中で生じている組織上の問題等もあり、その実現には多くの困難が予想される。仮にその早急な実現が困難であるとするならば、段階的な措置として、当面は現在の保険者の組織は存続させながら、医療保険に関する財政を一本化する方法が考えられる。

その具体的なあり方としては以下のとおりである。
すべての国民に通じる標準給付率を設定し、その給付総額はこれをすべての国民が所得に応じて負担することとし、統一した保険料率を設定する。
保険料の徴収及び保険給付は現在の保険者組織が行う。保険料率の設定及び保険者毎の収支の調整は国が行う。

保険者は、追加保険料により附加

給付を行うことができる。また、各種保健事業も実施することができる。

国庫負担及び事業主負担は現行通りとする。
保険料負担の増加状況等から必要があると考えられる場合、高齢者医療費対策等を考慮しつつ国費による調整措置を検討する。

具体的な仕組みについては、なお多くの点の検討が必要であるが、段階的な措置としてできる限り早期に「財政の一本化」を実現することを提案したい。

三、医療費の適正化

医療保険制度の一本化のみでは医療保険の健全な運営を確保することはできない。国民医療費は、高齢者医療費を中心として、毎年およそ6%増加している。このまま推移するならば、どのような形にせよ国民は到底その負担に耐えることができないであろう。医療保険制度の抜本改革の一環として是非とも取り組まなければならない課題は、増加し続ける医療費の適正化であり、医療費の抑制を図ることである。もとより、国民が真に必要な医療は供給されなければならない。国民の適正な負担により適切な医療が供給されるよう、診療報酬、薬価、審査機能の強化及び高齢者医療費の一部負担のあり方など現行の医療保険制度のもとで直接関係する問題だけでなく、医療供給体制の再検討を含め、総合的な観点から医療費の適正化を強く

推進すべきである。医療費の実態が国民に十分に認識され、その適正化への協力が得られるよう、周知することも重要である。高額療養費の負担等についても、所得の格差に配慮した一部負担措置が必要である。なお、心身の健康づくりもまた大切である。国民の積極的な参加によって健康づくり活動、保健予防活動が展開できれば、それが結果として医療費の抑制にもつながるものがある。

むすび

国民健康保険は国民の医療を支える制度として重要な役割を果しており、これによって初めて国民皆保険体制が確立することになった。しかし皆保険体制を支える各医療保険制度は、今やそれぞれの制度を維持することさえ困難な状況になっている。もはや個別の対応策では根本的な解決策を見出すことはできない。制度の一本化を実現することによって、負担の公平と給付の平等を確保し、あわせて経済、社会の変動に影響を受けにくい財政運営ができるようにする必要がある。

従って、この研究会の報告が単に国民健康保険の立場からの主張として受け取られることなく、将来にわたり、いかにして国民医療の安定確保を図るかという真摯な観点から、医療保険制度全体のあり方について述べたものとして受けとめられ、関係機関において十分な検討が行われるよう期待するものである。

医療保険改革問題研究会委員

(学識経験者)

(敬称略)

- 水野 肇 (医療評論家)
- 西村 周三 (京大大学院経済学部教授)
- 神野 直彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)
- 渡辺 俊介 (日本経済新聞社論説委員)
- 黒木 武弘 (社会福祉医療事業団理事長)
- 湯浅 利夫 (地域総合整備財団理事長)

(団体代表)

- 全国市長会
- 喜多 洋三 (大阪府守口市長)
- 松尾 徹人 (高知県高知市長)
- 杉山 肅 (青森県むつ市長)
- 秋元 敏文 (事務総長)

全国町村会

- 野中 一二三 (京都府園部町長)
- 伊藤 孝二郎 (新潟県黒川村長)
- 富永 清次 (熊本県菊陽町長)
- 渡辺 明 (事務総長)

国民健康保険中央会

- 志賀 美喜哉 (前東京都国保連合会理事長)
- 堀江 侃 (神奈川県国保連合会理事長)
- 谷野 弘次 (大阪府国保連合会専務理事)
- 北郷 勲夫 (理事長)

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部十五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

## フォーラム

## 平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

## 住民参加のまちづくり



榛名湖・榛名富士

## 現地レポート

群馬県

## 榛 名 町

## 町民の手作り・まちづくり

榛名町は、東京から直線距離にして百kmあまり、群馬県の中西部に位置する面積九三・五九km<sup>2</sup>、人口二万二千六百人の町です。町の中央を利根川の支流烏川が流れ、その両側に市街地、農地や山林が広がっています。

町の面積の約五十六パーセントは山林が占め、標高は最低百十メートル、最高千四百五十メートルと、実に千三百メートルもの高低差があり、その中で多様な生活、産業が営まれています。

平成九年十月、長野新幹線開通とともに町の中心部から直線距離で四kmのところ「安中榛名駅」が開業。東京駅と六十分で結ばれることになりました。

## 進取の気風にあふれた農業

町の主な産業は農業。いわゆる中山間地域であり、農業にはあまり恵まれた地形ではありません。しかし、進取の気風をもつ町民性のためか、さまざまな試みが行われてきました。

明治のはじめに、町内の篤農家が梨の苗を持ち込んだことに始まって、現在では県内一の梨産地になっており、シーズンともなると町内の国道には梨の売店が軒を連ね「くだもの街道」として有名です。



また、養蚕業の衰退にともない、梅栽培に活路を見いだし、桑園を梅に変え、今では東日本一の梅産地にと成長しています。

そのほか、酪農、養豚などの畜産においても、粗生産額で群馬県の上位にあります。

一軒の農家が米もつくり、野菜、果樹、シイタケと、いろいろな作物を栽培。町の農業のキーワード、それは「多様性」です。

## 新たな観光を模索

また、町の北部には、年間百二十万人が訪れる榛名湖がありま。かつては、首都圏からの手軽な観光地として、またアイスクリームやワカサギ釣りにと、大勢の観光客が訪れていましたが、最近ではこれも減少傾向。

町では、湖畔にある町営宿泊施設「榛名湖温泉ゆうすげ元湯」を今春リニューアルしました。現在、

## フォーラム

榛名町総合文化会館「エコー」



広域圏でつくった「老人休養ホーム」と合わせ、両施設を核に、農業や後述する文化会館などとも連携した新たな観光を模索しています。

## 町民が主体となって研究

町民のもつ進取の気風、言い換えれば新しい物好きは、文化の面でも発揮されてきました。

公民館活動を端緒に、町では、さまざまな文化活動が活発に行われるようになっていました。そのような文化活動を行うサークルが大同団結し、昭和四十五年には町文化協議会を設立。現在では三四部会、会員数一千六十人にまで成長し、町の活性化だけでなく高

齢者の生きがいづくりの面で、大きな役割を負うようになっていきます。

文化協議会活動の活発化にともない、「発表の場」を求める声が強くなってきました。そこで、町では、文化会館の建設に向けて、平成四年に五十人の町民からなる文化会館建設委員会を設置。施設の基本構想から規模、部屋数にいたる細部まで、この委員会で検討が行われました。

## 高い稼働率のホール

その計画をもとに、町誕生四十年記念事業として、平成五年に建設が始まり、平成七年五月には、榛名町総合文化会館、愛称「エコー」



榛名梅の里音楽祭

ル」がオープンしました。建物の設計は最高裁判所なども手懸けた建築家、岡田新一先生。町のシンボルである榛名湖と榛名富士をモチーフにした、スパイラル型の屋根を持つ建物です。今では、町のランドマークとして、すっかり定着しています。

内部は、木材をふんだんに使った五百五席の大ホール、多目的に利用できる小ホール、図書館、中央公民館からなり、町の文化の拠点として、町民だけでなく多くの人に親しまれています。

オープンに先立って、愛称を全国から公募、「エコー」に決まりました。今では、総合文化会館という名前よりも「エコー」の名で呼ばれることが多くなっています。

このエコーの運営は、町文化振興事業団が担っています。住民の要望を取り入れ、幅広いジャンルの音楽などのコンサートを企画し、また、文化協議会の発表会などに利用され、ホールの稼働率は、オープン後四年が経過した現在でも年間八十五パーセントという高率を維持しています。これも、住民参加によってつくられた施設の使い勝手の良さにも負っています。

## 特色ある運営・多彩なイベント

また、全国に多くの文化会館がある中、何か他と違う特色を持たせようと、エコーでは「ほんの心」を運営の基調においています。これに基づき、平成八年からは「榛名梅の里音楽祭」、日本の歌スプリングセミナーを開催。梅の里音楽祭は、日本歌曲を中心としたわが国唯一の音楽祭として注目されています。また、スプリングセミナーは、日本歌曲の担い手育成を目的としたもので、毎回全国から受講生が訪れています。



## フォーラム

満開の梅の花の下を走り抜けるはるな梅マラソン



このセミナーの卒業生が、横浜や金沢など各地で「ゆうすげの唄」(ゆうすげは、町の花)と題したコンサートを開き、町のイメージアップにもつながっています。

このエコー周辺は、十万本を超える梅が咲き誇る「榛名梅林」。毎年、三月にはエコーを主会場に全国から二十人以上のランナーが参加する「はるな梅マラソン」、町の景観と梅の花を楽しむ「はるな梅まつり」、町民総参加の「榛名ふるさとまつり」も開催しています。

これらは、住民のボランティアによって運営され、「自らがつくるイベント」として、町民にすっかり定着しています。

そのほか最近では、榛名山麓の十一の市町村が連携して地域を活性化しようという「榛名山麓サミット」や水と森林の重要性を考えようという「おかみサミット」もエコーで開催。情報発信源としての大きな役割も果たしています。

## これからのまちづくりに

人口の高齢化と少子化、農林業の担い手不足、観光の不振、そして財政基盤の弱さ、地方分権への対応など。これからの町の将来を考える上で、さまざまな問題を抱えています。

そのような中、住民が町政に積極的に参加し、総合文化会館をつくり、それを文化の面だけでなく、産業の振興や町のイメージアップに結びつけ、さらには住民のボランティア意識まで変えさせました。このエコーの成功は、町の今後を考える上で大変重要なものです。

これからは、ここで得られた手法を基礎に福祉の充実した、産業のバランスのとれた暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

(榛名町長 石井清一)

## 随 想

## 人間の知恵と技能



野 村 長 彦  
長 橋 芳 彦  
高 橋 彦 彦

随 想

東京大田区に在る友人の案内で、去年の十月下旬、一日かけて同区にある町工場まちこうばを訪ねて歩いた。区役所を表敬訪問して山本助役さんにごあいさつをした後、早速、京浜島にある北嶋絞製作所を訪ねた。この製作所は、大田区の町工場で長年旋盤工として働きのながら文筆活動をされてきた作家の小関智弘さんの著書に、スペースシャトルやジェットエンジンの外枠を絞った町工場として出てくる有名な工場で、かねてから行ってみたいと思っていたので真先に選んだ。

絞るといふのは、鉄板を鍋や洗面器のような形にすることで伝統技能の一つである。従って昔はほとんど手絞りだったが、今では機械による自動絞りやオスとメスの金型の間に挟んで、強い力でプレ

スして量産するのが主流になっているようだ。しかし、スペースシャトルやジェットエンジンの外枠のように、高熱にたえるために刃物も歯がたないほど堅い鋼を使うものや精度の高い特製品は伝統的な手絞りで作ることが多いという。北嶋一甫社長に工場内を案内していただいた。挺子棒のようなものを小脇にかかえて、回転する鋼板に向っている職工さんの後で立止まり、「これが伝統的なへら絞りだ」と説明してくれた。金型の後へ鋼板を取り付けて、旋盤のように回転させながら、へらという道具を鋼板の中心に挺子を応用して押し付け、少しずつ外側にずらす作業を繰り返していくと、鋼板は金型の方へ湾曲して絞られている。指先や挺子棒をかかえている脇の下に伝わる感触を利用して、

厚むらのない製品に仕上げる。ハイテク機械ではなく、この伝統的なへら絞り工法でミクロン単位の精度に仕上げるといふ。宇宙飛行という世界の最先端技術の一端を町工場の伝統技能が支えているなんて夢を見ているような話だった。社長の指を指す方を見ると、直径二メートル以上もある鋼鉄製のパラボラアンテナが天井から吊されていた。北嶋絞製作所を後にしてからも町工場のマイスターたちの物造りにかける知恵と技能が生きている数かずの仕事場を拝見して、感動した一日だったが、ここでは割愛せざるを得ない。幸運にも視察を終わってから先の小関さんにお目にかかっている話を聞くことができた。その話で私の町工場の見学を補足しておきたい。小関さんは、「どんなハイテク機械にも欠点がある。その欠点を見つけて補正するのは人間にしかできない。今、元気のある町工場はこういう人間がいるからだ。機械まかせでは人間もロボットにしか過ぎない。そういうことではない物はできない。どんな物造りにも人間の知恵や技能は欠かせない。」という趣旨のことを話された。また、小関さんは知恵について著書の中で、広辞苑を引きながら「知恵とは物事の理をさとり、適切に処理する能力で、科学的知識とも利口さとも異なる、人生の指針となるような、人格と深く結びついている実践的知識をいう」と紹介されている。われわれは、常日頃「村づくりは人づくり」などとおうむ返しに言うのだが、果して住民の持つている暮しの知恵や技能を引き出し、育てることに意を用いてきたであろうか。町工場を見て回って、未だしの感をぬぐい得なかった。コメ、野菜、畜産でもきのこでも、機械や資材メーカーのマニユアルだけで生産現場は動いてきた。そればかりではない。家庭の台所でもわが家の料理の場が失われ、子どもたちの学校では、盛沢山の科学知識の詰め込みに追われ、子どもらしい知恵を育ててくれないので荒れている。大田区の町工場でも一時はハイテク企業に押されて工場をたたんだものも多かったようだが、伝統的な知恵と技能で再び町工場の存在をアピールしているようだ。今、地球規模で環境の保全と生命の安全が問われている。これを追い風にして、農山村に住むわれわれも、一人ひとりが持っている知恵と技能をとり戻して、生きものに優しい産業と文化を創造していきたい。

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

平成十一年度「教育白書」を公表  
— 文部省 —

文部省は、平成十一年十二月七日平成十一年度「我が国の文教施策—進む「教育改革」—」(教育白書)を公表した。

白書は、現在進めている教育改革の視点を①心の教育の充実②個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現③現場の自主性を尊重した学校づくりの促進④大学改革と研究振興の推進の四項目に整理、家庭や地域社会、企業等関係者の理解を得ながら一体となつて教育改革を進めていかなければならないとしている。

今後の展開については、①地域や家庭における教育力の充実②子どもの悩みを受け止められる教員の養成③中高一貫教育の推進—等の必要性を指摘した上で①公立小・中学校の通学区域については、「法令上の定め」はないとした上で、事情によつて指定された学校を変更できるケースがあると具体的事例を紹介している。②学級規模に関しては、「都道府県や市町村が国の定めた基準によらずにクラス規模を決めることはできない」とした上で卒業を控えている三年生のクラス数を維持する、児童・生徒や保護者の要望によりクラスを分けずに据え置く等の場合は、都道府県の許可を受けて四人に限らないクラス編成が行われることもあると説明している。

このほか、国旗・国歌については、「学校におけるこれまでの国旗および国歌に関する指導の取り扱いをかえるものでない」と従来の見解を繰り返すにとどまっている。

## 「分権型社会を支える地方税制の構築に向けて」冊子作成

自治省は、地方税制の現状と課題をまとめた「分権社会を支える地方税制の構築に向けて」と題した冊子を作成した。

内容については、地方公共団体の果たす役割に始まって、地方財政の置かれた厳しい状況を示した後、地方分権の推進と地方税財源の充実確保の必要性について指摘、以下、各地方税目について説明したもの。

個人住民税については、昨今の税制改正等により簡素でフラットになつてきており課税最低限も大幅に引き上げられてきていること、また個人住民税収入額に占める均等割収入額の割合は制度創設時と比べ非常に低い点を指摘している。

固定資産税については、都道府県別の負担水準のばらつきや、実際に税が引き下げられている事例、大都市部での減収状況などについて説明している。

法人事業税への外形標準課税の導入については、早期の導入が必要とした上で、その考え方、また改革に伴う主な論点について指摘している。

また、地方分権関連について、地方公共団体の課税自主権の拡大を図るための措置として、法定外普通税の許可制度の見直し、また、使途を地方団体が条例で定める法定外目的税の平成十二年四月一日からの創設について説明している。

その他、地方団体の行政改革や市町村合併の取り組みについても併せて紹介している。

## 水産基本政策大綱まとまる

農林水産省では、今後の水産基本政策について、本年八月にまとめられた水産基本政策検討会の報告を受け、具体化に向けた検討を行ってきた自民党水産基本政策小委員会の議論等を踏まえ、「水産基本政策大綱」及び「水産基本改革プログラム」をとりまとめ、このほど公表した。

大綱では、我が国の水産政策について、漁業の生産性の向上、生産の増大等を主眼に展開してきたこれまでの政策を見直し、二百海里体制の下で、我が国周辺水域における水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とする枠組みを構築し、漁業のみならず加工・流通等の関連産業も含めた水産業全体の発展を図り、国民への水産物の安定供給や漁業地域の活性化等の国民的課題にも対応しうる政策として再構築するため、新たな政策理念と基本的な施策方向を、「水産基本法(仮称)」として制定するとともに、改革プログラムに沿って、施策を具体化していくこととしている。

なお、これからの予定として、水産基本政策の方向についての国民的共通認識の醸成のため、漁業者や消費者に対する説明会等を実施した後、平成十二年夏頃を一つの区切り、個別施策の具体化の検討を行い、「水産基本法(仮称)」を平成十三年の通常国会に提出することとしている。